

橋 議 第 7 3 号

令和6年10月4日

橋本市長 平木 哲朗 様

橋本市議会

議長 森下 伸吾

橋本市の農業振興に関する提言

総務経済委員会において、橋本市の農業振興について、農業従事者の意見聴取や先進団体への視察の他、3回にわたり慎重な議論を重ね、提言書「橋本市の農業振興について」を取りまとめたので送付します。

記

1. 取組みの経過

令和5年12月8日 「農業振興策の実施状況」について、当局より説明（第1回）。

令和6年1月16日 4Hクラブとの意見交換会を開催。

令和6年4月19日 「高野山麓精進野菜」の知財農業化（農林水産分野の知的財産化）について、全国農業協同組合連合会 京都府本部にて受講。

令和6年5月20日 提言書策定に向け委員会を開催、議論を行なった（第2回）。

令和6年9月13日 提言書策定に向け委員会を開催、議論を行なった（第3回）。

2. 成果品

別添、提言書「橋本市の農業振興について」のとおり

提言書

「橋本市の農業振興について」

橋本市議会
総務経済委員会

1. 提言に向けて

本市の総農家数、農業従事者数はともに大きく減少しており、担い手不足、遊休農地・荒廃農地の拡大など非常に厳しい現状にある。一方、本市は中山間地が多く、小規模農家が大半で兼業・自給的農家が多い特徴がある。

本市の農地の状況を見ても、高齢化による労働力の減少や農業従事者の所得減少などが原因で年々耕作面積が減少し、遊休農地・荒廃農地が拡大している。

本市で近年実施した「将来の地域農業に関するアンケート」によると、農地の6割は70歳以上の方が所有しており、全体の3分の1は後継者の目処がたっていないという状況である。これらのことを考えると、数年後には、市内の農地の多くが耕作放棄地になってしまう恐れがある。

このように本市は、農地など生産基盤の減少、担い手不足や農業従事者の高齢化等による放棄地の拡大、農業継続のための収益・収入の維持など多くの問題を抱えている。

また、令和5年6月の線状降水帯における被害に伴い、直後の7月臨時会において議員から、営農の継続を危惧する質疑が多く出された。農地には農産物を生み出す役割だけでなく、「多面的機能」というさまざまな動植物にとって「恵み」となる大きな役割があることから、緑豊かな田園都市を後世に残しつつ、橋本産のブランド農産物の発展と発信が可能な農業振興のあり方を考え、提言を行うものである。

2. 現状分析による課題の抽出

(1) 農業は本市の基幹産業の一つであるが、具体的な方策をまとめた農業振興に係る基本的な計画が策定されていない。また、農業に関して唯一ある「農業振興地域整備計画」は平成 24 年以来見直しがなされていない。

このような現状から、本市の農業行政の方向性が明確になっていないため、単発的な事業展開とならざるを得ず、体系的で線としてつながったロジカルな事業展開ができていない状況がある。

(2) 農産物の販売促進活動について、単発的に実施している印象であり、戦略的な取組みが見えてこない。

(3) 農業現場の声として、「農業従事者の意見等が市の施策に反映されにくい」という意見があった。

(4) 農業所得の向上を目指すには、労働生産性を考えた農業基盤整備・圃場整備を基本とした取組みが重要だが、これらの取組みは重要項目とされておらず、取組みがないため成果に繋がっていない。

(5) ブランド野菜として取り組まれている「高野山麓精進野菜」の農産物産地化事業について、例えば、京のブランド産品は、安心・安全と環境に配慮した「京都こだわり生産認証システム」により、生産された京都産農林水産物の中から品質・規格・生産地を厳選しており、公益社団法人 京のふるさと産品協会が認証している。

【※認証基準や京都こだわり生産認証システムの特徴は、後記参照資料に記載】

本市においては、これらの取組みがなされていないため、下記に掲げる項目に影響し、各施策の取組み状況が芳しくない。

- ① 担い手の育成・新規就農者の育成・確保
- ② 地域計画の推進
- ③ 生産基盤の整備 生産と生活環境を支える基盤づくり
- ④ 農地の流動化・利用促進
- ⑤ 農産物の高付加価値化・ブランド化
- ⑥ 販路開拓・販売戦略の見直し

- (6) 国等の施策・制度等を活用した、またはそれらと連携した農業振興策の積極的な事業展開がなされていない。
- (7) 農業振興条例に基づく補助制度について、市の制度設計と農業従事者の要望に隔たりがあるため、利用が非常に少ない。

3. 課題に対する提言

- (1) 本市は農業振興の基本となる農業振興計画が策定されていないため、目指すべき方向と施策が有機的・有効的に取り組まれていないことから、まずは基本となる農業振興計画の策定が必要である。

地域農業の将来の在り方であり目標地図となる地域計画の推進は重要であるため、

- ① コロナ禍において十分取り組めなかった若年者や女性を含む幅広い地域の関係者が一体となって話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化すること。
 - ② ①を実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保すること。
 - ③ 次の世代に着実に引き継いでいくための農地の集約化等を進める早急な取り組みを行うこと。
- (2) 農産物の販売促進活動については、事業実施にあたりPDCAサイクルを機能させることで、より効果が得られる活動とすること。
 - (3) 若手や新規を始めとする農業従事者からの意見聴取と施策への反映を行うこと。
 - (4) 圃場整備は、地域における将来の農業を考える上で不可欠であることは周知の事実であるが、本市の圃場整備は進んでいない。圃場整備は農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現するための基本となる施策であり、農業従事者の要望も多く、以下の効果もあることから、早急に取り組むこと。
 - i 作付けの団地化や機械の大型化により作業効率が向上し、労働時間の短縮や生産費の低減が図られる。

- ii 機械運行の効率化が可能になる。
- iii 水利用の適正化が図られる。
- iv 農地の集団化により、農作業の負担が軽減される。
- v 農地の貸し借りの条件が良くなるため、農地の効率的な利用が促進される。
- vi 耕作放棄の防止や集落営農が可能となる、特産物の作付けが効果的に行えるようになる。

(5) ブランド野菜の定義や管理方法も含めた生産認証システムの再構築を早急に進めること。

(6) 本市は中山間地域が多いが、中山間地域は我が国の食料生産、多面的機能の発揮の点で重要である。こうした機能を発揮し続けるためには、多様な人々が農村で暮らしていくための環境作りが必要である。また、地域の魅力の発信により、地域の支えとなる「関係人口」を拡大させ、農村地域の活性化を図ることも重要である。

本市の農業振興を図るためには国・県等の施策・制度等を活用、またはそれらと連携した農業振興策が必要であり、市の農業・農村を維持し、次の世代に継承し発展させていくためには、

- ① 生産基盤の強化等による農業の活性化。
- ② 地域資源と他分野との組み合わせによる新たな価値の創出やこれによる所得と雇用機会の確保。
- ③ 農村に人が住み続けるための条件整備。
- ④ 農村への関心を高め、農村を支える新たな動きや活力の創出を図る。

これらの必要があり、それを実現するためには、農村を含めた国、県、市、民間事業者等の関係者が連携し、現場の実態と課題・ニーズを把握・共有した上で、その解決や実現に向けて施策を総合的かつ一体的に推進すること。

(7) 農業振興条例に基づく補助制度の利用促進を図るため、現場の実情を反映した補助制度へと見直しを行うこと。

【参照資料】

公益社団法人 京のふるさと産品協会の認証基準は、

- (1) イメージが京都らしいもの
- (2) (1) 以外のもので販売拡大を図る必要があるもの
- (3) 次の要件を備えているもの・出荷単位としての適正な量を確保
 - ・品質・規格を統一
 - ・他産地に対する優位性・独自性の要素がある

としている。

京都こだわり生産認証システムの特徴は、

- ・農薬・化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農法（京都こだわり栽培指針）
- ・認証検査員による栽培状況と記帳のチェックを実施
- ・情報の開示により生産者の顔が見える農産物

としている。